



公 示

公立大学法人敦賀市立看護大学の理事長候補者の選考を開始する。

記

1 選考の理由

現理事長の任期が、令和5年3月31日をもって満了となるため。

2 次期理事長の任期

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 選考の基準

公立大学法人敦賀市立看護大学理事長選考会議規則第7条及び「公立大学法人敦賀市立看護大学理事長の選考方針」（別掲1）のとおり。

4 選考方法

公立大学法人敦賀市立看護大学理事長選考会議規則（別掲2）に基づき、経営審議会及び教育研究審議会から推薦された理事長候補者から1名を選出する。

5 推薦期間

令和4年10月20日から令和4年11月30日午後5時まで

6 推薦書の提出先

理事長選考会議事務局（総務企画課）

※推薦書は封筒に入れて封印し、表に「公立大学法人敦賀市立看護大学理事長候補者推薦書在中」と朱書きしてください。

7 選考結果の公表時期及び公表方法

選考結果は、選考終了後、遅滞なく敦賀市立看護大学学内の掲示板及び公立大学法人敦賀市立看護大学のホームページに掲出する。

令和4年10月20日

公立大学法人敦賀市立看護大学  
理 事 長 選 考 会 議

令和4年10月20日  
公立大学法人敦賀市立看護大学  
理事長選考会議

### 公立大学法人敦賀市立大学理事長の選考方針

公立大学法人敦賀市立看護大学は、平成26年開学以来、平成30年度には大学院及び助産学専攻科を設置し、理事長のリーダーシップの元、教育研究、地域医療、地域活動等の分野において広く社会に貢献してきた。

18歳人口が減少する一方で、高齢化や医療ニーズの変化等に伴い看護職者の需要が高まる中、全国的に看護系大学・学部等の新設が今なお進んでいる状況である。また、大学の連携・統合を進める動きも広がっており、大学運営を取り巻く環境は、急速に変化している。

理事長には、このような時代に流されることなく、中期目標及び中期計画を高いレベルで成就させることが求められる。

このように重大かつ厳しい使命を課せられた本学理事長の選考にあたっては、以下に掲げる資質・能力を兼ね備えた者を選出する。

#### 理事長候補者に求められる資質・能力

- 1 人格が高潔で学識に優れ、豊富な教育研究経験や臨床経験等に基づいた確固たる理念を持って、強いリーダーシップにより本学の運営を牽引できる実力を有すること。
- 2 高い理想を掲げ、本学の強みと特色を最大限に発揮するための明確なビジョンを描き示すとともに、教職員、学生、卒業生等から広く理解を得ることができること。
- 3 卓越した先見性を持ち、本学の機能強化に向けた改革をスピード感を持って実施する実行力及び指導力を有すること。
- 4 全国的に看護の教員が不足する中、優秀な人材を確保可能な人脈と人望を有するとともに、次世代の大学運営を担う幹部並びに若手教職員の指導能力に優れていること。
- 5 本学の財政基盤の維持・開拓と組織内の最適な資源配分を実現できる優れた経営マネジメント力を有すること。
- 6 本学に対する社会の要請を的確に把握し、敦賀市をはじめとする関係団体との密接な連携を図るとともに、教育研究活動に対する幅広い理解と協力を得ることができる調整力や交渉力を有すること。

## 公立大学法人敦賀市立看護大学理事長選考会議規則

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学選考会議規則第1号

## (趣旨)

第1条 この選考会議規則は、公立大学法人敦賀市立看護大学定款（以下「定款」という。）第10条第3項に規定する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の組織運営に関して必要な事項を定め、併せて選考会議の行う公立大学法人敦賀市立看護大学理事長（以下「理事長」という。）の選任及び解任の申出に関して必要な事項を定めるものとする。

## (選考会議の審議事項等)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事項
- (2) 理事長の任期に関する事項
- (3) 理事長の解任に関する事項
- (4) その他選考会議に関し必要な事項

## (議長の職務)

第3条 選考会議は、選考会議の議長（以下「議長」という。）が招集する。

- 2 選考会議は、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を、選考会議の構成員（以下「議員」という。）の中から、あらかじめ互選により定めるものとする。
- 3 議長は議員から、会議の目的たる事項を示した書面で選考会議の開催を要求されたときは、選考会議を招集しなければならない。
- 4 選考会議の審議の結果は、議長が選考会議を代表して理事長に伝達する。
- 5 議長は、選考会議の審議にあたり、必要があると認めるときは、議員以外の者を選考会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。
- 6 議長は、選考会議の議事について、議事録を作成しなければならない。

## (委員の任期等)

第4条 議員の任期は、その属する経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

- 2 議員が経営審議会又は教育研究審議会の委員でなくなった場合は、議員としての身分を失う。
- 3 議員が理事長候補者となった場合は、議員としての身分を失う。

- 4 前2項の規定により議員が欠けた場合は、欠けた議員を選出した経営審議会又は教育研究審議会においてあらかじめ指名した構成員を充てるものとする。ただし、理事長である者を充てることはできない。

(議事と議決の定足数)

第5条 選考会議は、議員（議長を含む。以下本条において同じ。）の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 選考会議の議事は、出席した議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2条第3号に掲げる事項については、出席した議員の3分の2以上をもって決する。

(選考の開始)

第6条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長候補者の選考を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
  - (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
  - (3) 理事長が欠けたとき。
  - (4) 理事長が解任されたとき。
- 2 理事長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては遅くとも任期満了の日の3月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合にあってはその事由の生じた後速やかに開始しなければならない。
- 3 選考会議は、理事長候補者の選考を行うことを決定したときは、直ちに、選考日程を示して、その旨を公示しなければならない。

(選考の基準)

第7条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

(理事長候補者の推薦)

第8条 第6条第2項の規定により理事長候補者の選考が開始されたときは、選考会議は、理事長候補者を選考するため、経営審議会及び教育研究審議会に対して理事長候補者の推薦を求める。

- 2 前項の規定による推薦の求めに基づき、経営審議会及び教育研究審議会は、それぞれ2人以内の理事長候補者を、順位を付さずに選考会議に対して書面で推薦するものとする。

## (教員による理事長候補者の推薦)

第9条 教育研究審議会は、前条第2項の規定により理事長候補者を推薦するに当たって、あらかじめ、5人以上の専任の教員（選考会議又は教育研究審議会の構成員である教員を除く。）から連署による書面で理事長候補者の推薦があったときは、これを受けることができる。

- 2 前項の規定により理事長候補者の推薦をする教員は、複数の理事長候補者の推薦をすることはできない。
- 3 教育研究審議会は、第1項の理事長候補者の推薦を受けた場合は、当該理事長候補者を含めて、前条第2項の規定による理事長候補者の推薦をしなければならない。

## (理事長候補者の選考)

第10条 選考会議は、第8条第2項の規定により推薦された理事長候補者に対して書類審査及び面接を行い、当該理事長候補者の中から理事長候補者1人を選考する。

- 2 選考会議は、前項の規定により選考した理事長候補者に対し、理事長就任の承諾を求めるものとする。
- 3 前項の承諾には、当該理事長候補者が本学の専任の学長となる理事長として着任することの確約を含むものとする。
- 4 選考会議は、前項の承諾が得られたときは、理事長候補者の選考の結果を理事長に伝達するものとする。
- 5 第2項の理事長就任の承諾が得られないときは、この選考会議規則に定めるところにより、改めて理事長候補者の選考を行うものとする。

## (理事長の任期)

第11条 理事長の任期（理事として在任した期間は、通算しない。）は3年とする。

- 2 理事長は、再任されることができる。ただし、再任は1回限りとし、再任の場合の任期は3年とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期を満了する前に退任した理事長の残りの任期を補うために就任した理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

## (解任申出の理由)

第12条 選考会議は、理事長が次の各号のいずれかに該当する場合には、敦賀市長（以下「市長」という。）に対して理事長解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の遂行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、理事長に引き続き職務を行わせることが適切でないと認められるとき。

(4) その他理事長に適しないと認められるとき。

(解任申出の手続)

第13条 経営審議会又は教育研究審議会から前条各号のいずれかに該当するものとして、選考会議に対して理事長解任の要求があった場合には、選考会議は、これに十分な理由があると認められるか否かについて審議を行う。

2 前項に定めるほか、選考会議は、前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認められる場合には、審議を行うことができる。

3 選考会議は、前2項の審議を行うに際して、理事長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 前項に定めるもののほか、選考会議は、第1項の審議を行うに当たっては、経営審議会から理事長解任の要求があった場合には教育研究審議会に対して、教育研究審議会から理事長解任の要求があった場合には経営審議会に対して、それぞれ意見を求め、第2項の審議を行うに当たっては、経営審議会及び教育研究審議会の意見を求めなければならない。

5 選考会議は、第1項又は第2項の審議の結果、前条各号のいずれかに該当する十分な理由があると認めた場合には、理事長に対する理事長解任の申出を議決する。

6 前項の規定により理事長解任の申出を議決したときは、選考会議は、市長に対して理由を付して理事長の解任を申し出るものとする。

(事務部局)

第14条 選考会議に関する事務は、事務局総務企画課において取り扱う。

(委任)

第15条 この選考会議規則の改正は、議長が選考会議の議を経て定め、その他の選考会議に関する事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附則

この選考会議規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（令和2年公立大学法人敦賀市立看護大学選考会議規則第1号）

この選考会議規則は、令和2年1月20日から施行する。